

保護者のみなさまへ

日立市教育委員会  
教育長 折笠 修平  
(学務課 扱い)

### 学校休校中における家庭でのお子さんの居場所の確保について（お願い）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校措置については、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在も、全国的に感染者が増加傾向にあり、医療機関もひっ迫した深刻な状況になってきております。

また、本県においては緊急事態宣言における「特定警戒都道府県」に指定されるなど深刻な状況にあります。

こうした状況から、本市ではこの度、5月31日（日）まで休校を延長することとしました。感染拡大を防止するためには、人と人との接触をできる限り避け、家庭で過ごすことがより一層求められています。

つきましては、休校中のお子さんが安全・安心に過ごせる居場所の確保について、改めて下記のとおりご協力くださいますようお願いいたします。なお、「学校預かり」をお断りするものではありません。

#### 記

#### 1 お子さんの居場所の確保について

保護者の方におかれましては、次の点に努めていただき、ご家庭におけるお子さんの安全・安心な居場所の確保をお願いします。

- (1) お子さんの兄弟姉妹や近隣の祖父母、ご親族などへの協力の依頼
- (2) 在宅勤務、ローテーションやシフトの変更、休暇の取得が可能な場合の活用
- (3) 留守番中の防犯対策（戸締りの徹底、ドアを開けないなどご家庭でルールを確認してください。)

#### 2 学校でのお子さんの預かりについて

これまで「学校預かり」を利用していたご家庭や、児童クラブを利用中のご家庭も含め、各ご家庭でのお子さんの居場所の確保について、再度ご検討ください。

日中の「学校預かり」が過密になることによって、クラスター感染を引き起こす恐れがあるので、特に、在宅勤務で保護者の方が自宅にいる場合、中学生・高校生の兄弟姉妹がいる場合などについては、「学校預かり」を控え、ご家庭で過ごせるようご協力をお願いします。

「やむを得ない理由」により「学校預かり」を利用する場合には、5月7日（木）までに下の内容を記載した別紙申込書を学校に提出してください。

##### 【申込書の記載事項】

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ・ 預ける児童の氏名、学年、クラス | ・ 保護者名(押印をお願いします。) |
| ・ 居場所が確保できない理由    | ・ 日中の保護者の所在        |
| ・ 緊急連絡先           | ・ その他連絡事項          |
- ※日立市教育委員会ホームページに申込書の参考様式を掲載してあります。

3 問合せ先 日立市教育委員会 学務課 電話 0294-22-3111 内線 644

以上